

# 市民税・県民税申告書の書き方（裏）

## 5 給与の源泉徴収票がない人

給与明細等をご確認のうえ、日給または月給、合計金額、勤務先名等をこちらにご記入ください。

6 給与所得の内訳 〔自分なりに給与所得のある人で、源泉徴収票〕					
5 日給	月給	月収			
6					
7 事業・不動産所得に関する事項	所得の種類	支払者の名前(法人の場合は本店又は所在地)年	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
8 扶養控除に関する事項	扶養控除の種類	支払者の名前(法人の場合は本店又は所在地)年	支払確定年月	収入金額	必要経費
9 離所得(公的年金等以外)に関する事項	種目	支払者の名前(法人の場合は本店又は所在地)年	収入金額	必要経費	
10 総合課題一時所得の所得金額に関する事項	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合課題 短期	円	円	円	円	円
長期					
一時					ハ
右上の金額を表裏面の□の金額を表裏の○に、△の金額を表裏の△に記入してください。 右の△の金額を表裏面の□の所得金額欄へ記入してください。					
△ 合計 $\{ \text{△} + \text{○} + \text{ハ} \} \times 1/2$					

11 障害者控除に関する事項			
6 プロセス タロウ	統柄	子 生年 大昭 50.1.25 年月日 平・令	専従者給与 (控除額) 259,000 円
五泉 太郎	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 *	平・令	12ヶ月
1 氏名	統柄	生年 大昭 50.1.25 年月日 平・令	専従者給与 (控除額)
2 氏名	統柄	平・令	12ヶ月
所持税にかかる青色申告の有無			

12 別居の扶養親族等に関する事項			
1 氏名	個人番号	住所	
2 氏名	個人番号	住所	
7 年金に関する事項			
14 事業税に関する事項			
市区町村名(特別控除対象)	非課税所得など	所得金額	前年中の開廻業月
年金受取会員、日銀定期預金(都道府県、市町村区分)(特別控除対象以外)	損益通算の特別控除	円	月
条例指定分	資産の種類	前年中の開廻業月	日
都道府県	資産の種類	前年中の開廻業月	日
市町村	資産の種類	前年中の開廻業月	日
支出した障害年金を受けられた金額を入めてください。ただし、既定の非課税枠内及び条例指定の非課税法人以外の特定期限内に受けた障害年金については、上面に記入せず、別途「寄附金額控除申告書(二)」を提出してください。			

8 給与等控除に関する事項			
8 給与	年月日 大昭 年月日 年月日	特別障害者に該当する場合	別居の場合の住所
9 年金	年月日 年月日 年月日	特別障害者に該当する場合	別居の場合の住所
○前年内に所得のなかった方の記入欄(該当する項目にチェックを付けて記入してください。)			
○中は收入がなかった。			
□ 年金・障害年金を受給していた。(該当する年金に○をつけてください。)			
□ 罹用保険を受給していた。 受給期間 月～月			
□ 病気療養中でした。			
□ 学生でした。 学校名 学年			
□ 右の欄に扶養されていた。 住所 氏名 統柄			
上記以外の人は、前年内の生活状況を記入してください。			

## 9 前年内に収入が無かった人

前年内に収入がなかった方や、扶養されている方、遺族年金・障害年金・失業手当などの非課税所得があった方は、こちらの該当する項目にチェックをつけ、必要事項を記入してください。

## 証明書等を添付（提示）してください

収入の分かる書類(源泉徴収票や収支内訳書等)、控除関係の証明書等を必ず添付(提示)してください。証明書等がない場合は、控除が受けられませんのでご注意ください。

医療費控除を受ける場合は、医療を受けた方、病院・薬局ごとに合計を記載した医療費控除の明細書の添付が必要です。

# 令和8年度(令和7年分)市民税・県民税申告の手引き

## 1 市民税・県民税申告が必要な人

令和8年1月1日現在、五泉市に住所がある方で、次に該当する人。

- ①前年中(令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)に営業、農業、不動産、配当等の収入があった人。
- ②前年中(令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)に収入が無かった方。③遺族年金や障害年金のみ受給していた人。
- ④雇用保険(失業給付)のみを受給していた人。⑤病気療養中で収入がなかった人。
- ⑥令和7年12月31日時点で、市外の親族に扶養されていた方や仕送りを受けていた人。

※収入が無かった場合でも申告する必要があります。児童手当、国民健康保険税、後期高齢医療保険料、介護保険料等、各種福祉制度の利用に必要です。また、令和8年度所得課税証明書の発行に必要となります。

## 2 市民税・県民税申告が必要ない人

- ①令和7年分所得税の確定申告をする人。
- ②収入が給与のみで勤務先から五泉市へ給与支払報告書が提出されている人。
- ③収入が公的年金のみで、医療費控除や生命保険料控除などの控除を受けない人。
- ④収入が無く、令和7年12月31日時点で、五泉市内の親族の税法上の扶養になっている人。

## 3 市民税・県民税申告に必要なもの

- ①「令和8年度(令和7年分)市民税・県民税申告書」
- ②源泉徴収票、収支内訳書等の収入のわかる書類
- ③各種控除証明書、医療費の明細書かセルフメディケーション税制の明細書
- ④障害者控除を受ける方は障害者手帳や証明書等(手帳等は写しても可)
- ⑤申告者本人のマイナンバーカードあるいは通知カードと身元確認書類

## 4 申告期限

令和8年3月16日(月) ※期限厳守でお願いします。

## 5 申告受付期間・申告相談会場

期間	申告種類	時間	会場
令和8年2月16日(月)～令和8年3月16日(月) (土・日・祝日を除く)	市民税・県民税申告 所得税の確定申告	午前9時00分～午後4時00分	市役所 4階 401会議室 村松支所 1階 会議室1・2

相談会日程について、「広報ごせん 1月25日号」にて詳細を掲載しております。会場に来られる方はそちらをご覧いただき、ご来場くださいようお願いいたします。

※市・県民税の申告については、令和8年2月16日(月)以前でも受付をしています。申告相談会場が大変混雑し、長時間お待ちいただく場合がありますので、必要書類が揃っていてご都合のつく方は、早めにお越しください。

場所: 五泉市役所 税務課 市民税係、村松支所 地域振興課 税務係 時間: 午前9時～午後4時(土・日・祝を除く)

## 6 作成した申告書は

自分で申告書を作成した場合は、下記送付先へ送付するか、申告相談会場、五泉市役所税務課、村松支所税務係窓口に設置されている提出ポストに投函してください。本人確認書類の写しのほか、各種控除証明書類などは必ず原本を添付してください。

また、個人番号は個人情報の中でも特に重要な情報の為、郵送する際には送付履歴の分かる特定記録郵便や簡易書留を使用してください。

◎市民税・県民税申告書の送付先

〒959-1692 五泉市太田1094番地1 五泉市役所 税務課 市民税係

## 7 申告のお問い合わせ先

五泉市役所 税務課 市民税係 電話番号 0250-43-3911(内線219・265～267)

村松支所 地域振興課 税務係 電話番号 0250-58-7181(内線614～617)

